

訴えの提起の件（保証債務履行請求）

令和 5 年（2023 年）9 月 20 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により訴えを提起するものとする。

記

1 事件名

保証債務履行請求事件

2 当事者

原告 札幌市

被告 札幌市南区在住者

3 訴えを提起する裁判所

札幌地方裁判所

4 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

ア 被告は、原告に対し、30,107,375 円及び内金 10,748,590 円に対する令和 5 年 10 月 1 日から支払済みまで年 10.75% の割合による金員を支払え

イ 訴訟費用は被告の負担とする

との判決及びアにつき仮執行の宣言を求める。

(2) 請求の原因

ア 原告は、訴外主債務者との間で、平成 6 年 1 月 12 日付けで札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付要綱(旧札幌市ウタリ住宅新築資金等貸付要綱)に基づき宅地取得資金及び住宅新築資金に係る金銭消費貸借契約を締結し、訴外主債務者に対して、利息を年 2% として同月 31 日付けで宅地取得資金の元金 5,500,000 円及び同年 4 月 30 日付けで住宅新

築資金の元金6,900,000円の合計12,400,000円の貸付けを行い、訴外主債務者は、毎月末日限り、宅地取得資金については同年2月から平成31年1月まで23,290円ずつを、住宅新築資金については平成6年5月から平成31年4月まで29,219円ずつを、それぞれ償還することとなった（これらの元金に係る違約金は年10.75%の割合）。

イ 訴外主債務者は、これまで宅地取得資金について元利合計1,187,790円を、住宅新築資金について元利合計1,373,293円を、それぞれ償還したが、平成26年12月31日以降、償還を行っておらず、未償還分がある。

ウ 被告は、訴外主債務者の宅地取得資金及び住宅新築資金に係る金銭消費貸借契約に係る貸金債務について、書面により連帯保証した。

エ よって原告は、被告に対し、上記(1)ア記載のとおり金員の支払を求める。

5 訴え提起の理由

本市が訴えを提起しようとする相手方の他に債務の履行が可能な当事者が認められないところ、当該相手方は、本市からの催告にもかかわらず、償還に全く応じず、もはや自主的な償還を期待することができない状況にある。

よって、相手方に対し、上記4(1)ア記載の金員の支払を求める訴えを提起する。

6 訴訟追行について

本件訴えの提起後において、その目的達成のために必要がある場合には、訴え又は当事者の追加又は変更等を行うことができるものとする。

(理 由)

本市からの貸付金を滞納した者の連帯保証人に対し、保証債務履行請求の訴えを提起するため、本案を提出する。